

札幌市立学校教育職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則を次のように
制定する。

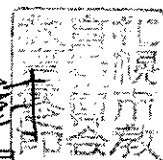
令和7年12月19日

札幌市教育委員会

教育長

山根直樹

札幌市教育委員会規則第10号



札幌市立学校教育職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

札幌市立学校教育職員特殊勤務手当支給規則（平成29年教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第2条を削る。
- (2) 第3条第1項中「第6条第1項の」を「第5条第1項の」に改め、同条第2項中「第6条第2項」を「第5条第2項」に改め、同条を第2条とする。
- (3) 第4条第1項中「第7条第1項の」を「第6条第1項の」に改め、同条第2項中「第7条第2項」を「第6条第2項」に改め、同条を第3条とする。
- (4) 第5条第1項中「第2条第1号、第4号及び第5号」を「第2条第3号及び第4号」に改め、「第3条第2項」を削り、同条を第4条とし、第6条から第8条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

- 1 この規則は、令和8年1月1日から施行する。
- 2 札幌市立学校教育職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年条例第44号）附則第4項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例による改正前の札幌市立学校教育職員特殊勤務手当条例（平成28年条例第50号）第3条の規定の適用については、改正前の第2条の規定は、なおその効力を有する。